○議長(近藤八郎君) ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。 出席議員数は8人です。定足数に達しております。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長(近藤八郎君) 日程第1 議案第1号「下川町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(谷 一之君) おはようございます。議案第1号について、提案理由を説明させていただきます。

下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、令和元年10月の消費税率10%への引き上げ、令和2年4月からの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施を行うことにより、条例を改正するものです。

主な内容につきましては、第3条第1項第1号、第2号、第3号に規定する保険料を算定する乗率を減じて、低所得者の保険料負担を軽減することのほか、文言等の整理を行うものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど お願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろし くお願いいたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長(市田尚之君) それでは私から、議案第1号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本条例の保育料減額賦課につきましては、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴い実施 することとしたところでございますが、令和元年においては、完全実施までの 2 分の 1 の 軽減幅の基準を定めていたところでございます。

今回、令和2年度から消費税10%引き上げの満年度化に伴い、保険料の減額を完全実施するため、当該減額について基準を定めるものでございます。

議案第1号の説明資料の「介護保険料の変更」を御覧いただきたいと思います。

主な内容といたしましては、所得者段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者で住民税非課税世帯の方が対象となっております。

第1段階の者については、保険料を年額 24,700円から19,800円に、第2段階では41,200円から33,000円に、第3段階では47,800円から46,200円にそれぞれ引き下げるものでございます。

また、本文の所要の字句を、今回の一部改正に併せ、整理を行い改めるものでございます。

なお、本条例は、公布の日からの施行としております。 以上で条例改正の説明を終わります

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。 これから討論に入ります。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。 これから、議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。 したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第2 議案第2号「下川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(谷 一之君) 議案第2号 下川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法第46条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設及

び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を 改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたものでありま す。

本条例は、令和元年9月定例会において、下川町就学前子どもの教育・保育等に関する 条例等の一部を改正する条例として可決を頂いて以降、初めての改正となるものです。

本条例は、従前より国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の関係する規定に従い、引用した条文としているところであり、今般の内閣府令の改正に合わせて、条例の全部改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、同基準を直接適用することとしたことなどであります。 以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。なお、詳細につきましては、担 当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長(市田尚之君) それでは私の方から、議案第2号 下川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本町においては、子ども・子育て支援法及び内閣府令に基づき、平成 27 年に本条例を制定しておりますが、条文は内閣府令の規定を列記しているものでございます。これまでも文言改正など内閣府令の一部が改正されますと、本町においても条例に明記されている文言を改正してまいりました。

今回、令和2年内閣府令第33号改正内閣府令が4月に交付を受けたことにより、本条例の改正が必要となり、本町にとって特段の規定を設けない限り、経過措置の規定を含め 内閣府令の規定を直接基準としていることから、今回条例の全部改正を行ったものでございます。

議案第2号説明資料の「新旧対照表」を御覧いただきたいと思います。

左側の現行条例の第1章の第1条から第4章の第53条までの内閣府令規定のこれまでの列記に対し、右側の改正条例案では章を削り、第1条から第5条までとし、内閣府令の規定を直接基準とする内容に全部改正を行っております。

なお、本条例は、公布の日から施行し、取り扱いは令和2年4月1日から適用としてご ざいます。

以上で条例改正の説明を終わります。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。 4番 春日議員。

○4番(春日降司君) それでは何点か質問をさせていただきます。

まず、さきの議会の、就学前子どもの教育・保育等に関する条例の一部を改正する条例において、委員会審査の中で委員から、今回のように法だとか府令だとかそういうものを条例で…ちょっと言葉があれですけども…長々列記するよりは、府令などのそういうものを準用してということを検討しなかったかというのがあって、その時は、道内の多くの市町村は府令をそのまま載せていると。ですから、いわゆるその全部府令を条例に入れてやってるんですが、今回そういうものを省いて、法に準ずるようなことでやっているっていうのは基本的に考え方が変わって…これ担当課ではないのかもしれませんが…今後条例を整備していくに当たって、いわゆるその政令・府令については列記するものではなくて、政令がこうであればその政令に基づく、政令を準用するような条例の整備をしていくという、基本的な考え方が変わったという理解でいいですかというのが第1点です。

それから2点目ですが、例えば今あったですね…議案第2号の説明資料で、いわゆる定義が…例えば就学前子どもとは、法律に基づいて…何々の法律に基づいて、こういうことをいうんですよっていう定義なんですね。

定義の中で、法に基づく小学校就学前子どもから、いわゆる認定こども…保育所まで、これは法に基づいて定義しているから法に基づいても定義されているんですね。ところが、第2条第1項第5号から、基準とする法律が児童福祉法に基づいて根拠としているんですね…定義の根拠が。だから基本的にはここでいう子ども…うんぬんかんぬんの法の例によるとかってなると、定義が読めないんですね。そこである自治体などでは法律及び…先ほど言いました政令、基準という政令では、この定義とは何々、この定義とは何々という…定義が全部福祉法から児童なんとか法まで定義がされているんですよ。だから法律及びその基準、その政令で使用する用語の例にするということで条文を整理してあるんです。言い換えればその方が分かりやすいんですけどね。

例えば今言われたように、法の例によるって…これ読み解いていくと、定義が読み込めるのかもしれませんが、例えばこれ…法の例によるっていう定義をしている他の自治体っていうのは…あるんですか。私がちょっと見たら、法の例という自治体を基準にしてるのはなくて、全部法及び基準…政令で使用する用語の例というダブルできてるんですけど、ちょっと…定義の項目について、法の例によるだけでいいのかというのがちょっと危惧されるところでございます。

以上、2点。

○議長(近藤八郎君) 答弁を求めます。市田保健福祉課長。

○保健福祉課長(市田尚之君) それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず、第1点目、今までは全て…法に基づくものをずっと同じ条文で、ずっと列記したのを、今回、先ほど議員が言われたように、前回の委員会の中でも、簡素化できないのかということを受けました。それで今回の条例につきましては、先ほどちょっと御説明したように…特段の…町独自のものを盛り込むもの以外については、このようなかたちの…準ずるという…簡単な部分で良いと…判断して、今回、準ずるというのにしました。

それから、もう1点でございますが、先ほど言った…法案に準ずるということでござい

ますが、それも今議員が仰るとおり、ほかの町村では、第2条の定義のところに、法及び 特定うんぬんというところの町村もございました。

私どもも、全部の町村…これ法で定めておられますので…全市町村がこれを作成しております。全部を拝見することはできませんでしたが、何件か拝見すれば、第2条のところに…法及びのところもあれば、私どもと同じように…法のみ、法の例によるのみというところの自治体もありました。また、第2条そのものの法によるものの…定義そのものがないという町村もございました。そうしますと、そこから言えるのは町村ごとの考え方によってこれは良い悪いというか…そういう判断で無くして、その必要に応じて載せるものだというふうに解釈してつくらせていただきました。

そこで、私どもも全部改正する上で、なるべく分かりやすくという意味で解釈をさせていただきまして、第1条では下川町の条例の基礎となる上位法令の子ども・子育て支援法…これを載せていきまして、第3条でその基準となる国の…内閣府令…ここを載せていきました。ですので、第2条の定義につきましては、法の例によるという文言のみでこの条例は支障がないという判断で、このような態勢にしたということで御理解願いたいと思います。

○議長(近藤八郎君) ちょっと…うちの条例等の改正にはこういう手法を今後も取っていくという基本的な考え方は…この条例ばかりでなくて…そのへんの答弁が漏れていると思いますが。

武田副町長。

○副町長(武田浩喜君) 様々な町の条例がございまして、今回の条例のように基本的には国の法律に大きく依存した中で町の運用を定めていく条例等がございます。また、逆に独自に定める町の条例もございますので、こういった国の基準に基づいた町の条例の制定につきましては、極力分かりやすく簡素化をするということも考え合わせますと、準用できるものはきちんとした準用規定を設けた中で準用したつくり方にしていくことが望ましいんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういった方向性で今後考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長(近藤八郎君) ほかに質疑ありませんか。 5番 我孫子議員。

○5番(我孫子洋昌君) 今…質疑を聞いておりまして、そうすると国の方で法改正をするという事態が起きた時に、町としては…町の条例はあくまでも法の例によるということになると。国でいろんな法の…規定が変わったりだとか、数字が変わったりだとか、そういったことがあっても、これは町としては何かしらの…お知らせをするとか、サービスを受ける側に対して国の方で基準が変わったよっていうのは、どこかでこれは…何ていうんですかね…知らないうちに国の方で基準を変えました、けども町としてはそれに従っていますというふうになると、どこで…国の方で基準が変わったことを町民は知るという機会を得ることができるんでしょうか。話…分かりましたでしょうか。町が条例を変えれば、

それによって「こういった基準が変わったんだな」ということが分かるんですけども、国が変えました、町はそれに従いますとなると、その変更について町の側…町民あるいは議会とかっていうのは、それをどういうふうに知るという機会が…今後はもう町の方では、国の方が変わったからそのままなんですっていう…そういったことになっていくんでしょうか。それとも何か…国の方で法改正があったので、これは町にも影響がありますみたいな…そういうお知らせというものが出てくるような事態になるのでしょうか、お聞かせください。

- ○議長(近藤八郎君) 答弁を求めます。武田副町長。
- ○副町長(武田浩喜君) 法律の種類によって随分違うかと思うんですね。

今回は、施設の設置の基準ですとか、運営の基準について定めているもので、基本的に は大きく変更がないと考えられます。

それで、こちらについては、あくまでも下川町の場合ですが、こちらに該当する施設については認定こども園のみということになってございますので、町の施設ということですから、こちらについてはその基準が変更した場合については町の方として設置基準なり、運営基準を速やかに直した上で、必要があれば…町民の方、利用者の方に影響を及ぼすようなことがあれば、それはお知らせをしていくかたちになるかと思います。

また、ほかの法律で準用しているような部分については、直接的に町民の方に大きく影響を及ぼす変更もあり得るかと思いますので、そういった部分については速やかに…変更になりましたということでお知らせをしていく必要があると思いますし、場合によっては町民の方に負担を伴う場合もございますので、そういった部分については速やかに変更になりましたということでお知らせをした上で、理解をしていただくということになろうかと思います。

○議長(近藤八郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。
 - これで質疑を終わります。
 - これから討論に入ります。
 - まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。 4番 春日議員。 ○4番(春日隆司君) 事務の簡素化っていうんですかね…そういうことで、政令に基づいてやるということで基本的には今後そういくと思うんですが、賛成の立場からと言いつつ、町民の負担とか権利に関わるものとか…そういうものについては、全部政令、法令で準用するということは、余り親切でないのかなと…住民に直接負担が講じる場合はね。そういう時は、先ほど副町長からもあったとおり、柔軟というか…そういう対応が必要だということが1点と、それから、例えば懲戒だとか濫用だとか…ほかの自治体みると、この国の政令以外の事故発生防止…これらについて、しっかり規則で定めていただくということを申し添えて、賛成の意見とさせていただきます。

○議長(近藤八郎君) これで討論を終わります。 これから、議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。 したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第3 議案第3号「下川町家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例の全部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(谷 一之君) 議案第3号 下川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が公布されたことに伴い、所要の改正を 行う必要が生じたものであります。

本条例は、令和元年9月定例会において、下川町就学前子どもの教育・保育等に関する 条例等の一部を改正する条例として可決を頂いて以降、初めての改正となるものです。

本条例は、従前より一部の規定を除き、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準の関係する規定に従い引用した条文としているところであり、今般の厚生労働 省令の改正に合わせて、条例の全部改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、同基準を直接適用することとしたことなどであります。 以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど お願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろし くお願いいたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長(市田尚之君) それでは私の方から、議案第3号 下川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本町においては、児童福祉法及び省令に基づき、平成 27 年に本条例を制定しております。

本文は、設備の基準及び利用定員の設定の一部を除き、省令規定を列記してるところでございます。これまでも文言改正など、省令の一部が改正されますと、本町においても条例に明記されている文言の改正を行ってまいりました。

今回、令和2年厚生労働省第40号改正省令が本年4月に公布されたことを受け、本条例の改正が必要となり、本町として特段の規定を設けない限り、経過措置を含め省令の規定を直接基準とするところでございます。

議案第3号説明資料の「新旧対照表」を御覧いただきたいと思います。

左側の現行条例の第1章第1条から第6章第49条までの省令規定のこれまでの列記に対し、右側の改正条例案では章を削り、第1条から第10条までとし、設備の基準の一部、利用定員の設定の一部など、必要な本文を残し、省令の規定を直接基準とする内容に全部改正してございます。

なお、本条例は、公布の日から施行し、取り扱いは令和2年4月1日から適用とすることとしてございます。

以上で条例改正の説明を終わります。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番(我孫子宏昌君) 先ほどの議案と今回の議案とでは…趣が違うんですけれども、今回は町の条例に…いろいろと…基準であるとか、そういったものが列記されていて、これもまた段階がくれば…省令に準拠するということであれば、やがて法の例によるみたいな…すごく…何もないとはいわないまでも…全て町としてこういった細かい条文まで記載しないようなかたちにやがてなっていくようなことになるんでしょうか。

○議長(近藤八郎君) 答弁を求めます。市田保健福祉課長。

○保健福祉課長(市田尚之君) 今回のこの下川町家庭的保育の一部の方でございますが、これはあくまでも国の基準の範囲内の条例でございます。例えば基準の方では、法の基準は例えば4階までの小規模保育を設定してございますが、下川町においては、4階までのそういった小規模の保育事業はないだろうということで、国の基準…3階までとしているというところでございます。

それから、利用定員についても、下川町では50名までとして、国の方では50名以上も

あるということで、これはあくまでも国の基準内での制定でございますので、このへんは 国が変われば確かにこの部分は変わりますけど、変わらなければこのままいくというよう な、そういうような条文となってございます。以上でございます。

○議長(近藤八郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。 これから討論に入ります。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。 これから、議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。 したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第4 議案第4号「下川町簡易水道設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(谷 一之君) 議案第4号 下川町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法及び水道法に基づき定めている下川町簡易水道設置条例について、現在計画を進めている下川浄水場の更新に当たり、浄水方法や給水区域、給水人口、給水量など、水道法上の認可を受けている内容に変更が生じることから、事業の変更手続きを行い、令和2年3月31日付けで北海道知事から認可を受けたことに伴い、認可の内容と条例の整合性を図るために改正を行うものです。

主な改正内容を申し上げますと、下川簡易水道と一の橋簡易水道の統合を行うこと、人

口動態や需要予測に基づき給水人口を 3,000 人に、1 日最大給水量を 1,650 ㎡にそれぞれ変更すること、給水区域に珊瑠の一部を追加することや文言の整理を行っているところであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

- ○議長(近藤八郎君) 小林建設水道課長。
- ○建設水道課長(小林大生君) 下川町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、 御説明いたします。

下川浄水場につきましては、建設から約50年が経過していることから、現在更新計画を進めているところですが、浄水方法や給水区域など現在認可を受けている内容に変更が生じることから、令和元年度において事業の変更手続きを行い令和2年3月31日付けて北海道知事から認可を受けたことに伴いまして、認可の内容と条例の整合性を図るため、今回の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、下川簡易水道と一の橋簡易水道の事業計画上の統合を行うこと、人口動態や事業予測に基づき給水人口3,000人に、1日最大給水量を1,650 ㎡にそれぞれ変更すること、給水区域に珊瑠の一部を追加すること、給水区域の表現等について整理を行っております。

下川浄水場更新事業につきましては、令和元年度で認可変更、令和2年度で国の事前評価を受けまして、令和3年度で設計、令和4年度、5年度において建設工事を行う予定となっております。

以上で説明といたします。よろしくお願いいたします

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。7番 小原議員。

· 由 1///httx/>0

○7番(小原仁興君) 今回、下川簡易水道と一の橋簡易水道が一つになって、一つのかたちとして今後運用していくとのことでありました。

そこでですね、下川簡易水道と一の橋簡易水道、これ…徴収方式…例えば基本料金であるだとか、1 m³当たりの使用料とか、差があるかどうかちょっと私…承知しませんけど、そこの部分は統一されて徴収されるようなかたちになるのでしょうか。

- ○議長(近藤八郎君) 答弁を求めます。小林建設水道課長。
- ○建設水道課長(小林大生君) 今回の事業統合につきましては、小規模の水道事業につきましては経営基盤の強化のため統合していくことを国が推奨しておりまして、平成 19

年度からは一定の条件に該当する簡易水道事業は国庫補助事業の対象外となるような補助制度に変更されております。道路延長で原則として 10 km未満に給水区域を有するもの、こういったものが該当にならないということになってしまいますので、要は同じ計画区域内に二つの水道事業がある場合は、これを統合しなさいというのが国庫補助基準となっておりますので、この国庫補助基準に合わせた事業計画上の統合を行うというものでございますので、それ以外の事についての変更については考えておりません。料金につきましては、現在一緒になっております。以上です。

- ○議長(近藤八郎君) ほかにありませんか。 4番 春日議員。
- ○4番(春日降司君) まず町民の生活からお伺いいたします。

統合することによって…いわゆる今回の改正によってですね、町民の生活に影響が出る ことがあるのかないのか。

それから2点目として、給水量が少なくなるということなんですが、例えば災害時など 足りなくなるとかね、町民の生活に影響を及ぼす事が想定されないのかというのをお聞き いたします。

- ○議長(近藤八郎君) 答弁を求めます。小林建設水道課長。
- ○建設水道課長(小林大生君) 今回の統合につきましては、あくまでも事業計画上の統合でございますので、水道事業そのものの内容に変化がございませんので、町民の生活への影響…これについては直接は無いものというふうに考えております。

後、給水人口及び最大給水量につきましては設定をしておりますが、もし災害などで足りなくなるということがあればですね、地域又は北海道においてですね、それぞれの事業者と連携を取っておりますので、そちらと連携をして協力を仰ぎながら進めていくということになると思います。以上です。

- ○議長(近藤八郎君) 4番 春日議員。
- 〇4番(春日隆司君) それでは、次に、町の方針、それから基本的な考え方について、 お伺いいたします。

1点目ですが、給水人口が…今まで 5,500 だったと思います。まあ 5,000 人規模が一つの基準になって…補助基準とかいろいろあると思うんですが、給水人口 3,000 人…これのいわゆる根拠…と同時に、これが今後及ぼす…例えば地方創生の計画だとかですね、下川町が今後考えられるインフラだとか、住民サービスだとか、いろんな面で…総合計画の中には想定人口はないわけですが、この 3,000 人というのが…現在 3,200 ちょっとでしょう…これがそういう基本的な考え方で、これは生かしていく…生きていくということでしょうか。 それが 1点目ですね。

それから、非常に老朽化している中で、令和5年ぐらいで更新が終わるという…十数億円かかって整備していくと思うんですが、御案内のとおり、いわゆる管ですね…管網も非常に老朽化している。管網の整備計画、今後どのように考えられているのかということをお尋ねいたします。

○議長(近藤八郎君) 答弁を求めます。小林建設水道課長。

○建設水道課長(小林大生君) まず、水道事業における給水人口3,000人の算定につきましては、過去10年間の人口推移、水需要の予測を検討いたしまして、給水人口を3,000人と設定しているところでございます。

それから、御質問の2点目の管網の整備ということで、浄水場そのものの老朽化はもとより、管網につきましてもかなり老朽化が進んでおりますので、計画的に進めていかなくてはいけないのですが、財政的にもかなりの負担を伴うということで、他の自治体においても大きな問題となっているところですが、この整備についても今後計画的に検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長(近藤八郎君) 4番 春日議員。

○4番(春日隆司君) だぶるんですが…計画的に整備するっていうのは…それはもう仰るとおりだと思います。それで、どういうスケジュール感を持たれてるのかっていう私の質問です…今の質問はですね。

それからもう一つ追加して、条例が議決されたとするならば、住民に対してどう周知するのか。それから、これに関係する機関等があろうかと思いますが、それらの…協議までいかないんでしょうけど…調整が行われていないという認識でおりますが、そのへんはどのように考えているでしょうか。2回目の質問と含めてお願いいたします。

○議長(近藤八郎君) 答弁を求めます。小林建設水道課長。

○建設水道課長(小林大生君) この水道事業の内容の変更につきましては、必要に応じて住民周知を図っていきたいというふうに考えております。

関係機関との連携につきましては、現在立てられている計画については、全て関係機関と調整を既に終えているところでございます。今後の手続きにおいて、また関係機関との連携が必要になってきた場合は、随時連携をしていきたいというふうに考えております。

後、1点目の御質問ですが、管網の整備につきましては、現在具体的な計画というのはまだございません。以上です。

○議長(近藤八郎君) 春日議員。

○4番(春日隆司君) 質問でないんですが…全て関係する機関と…協議だけではなくて …済んでいるということなんですが、是非ちょっと熟慮していただいてね…再考いただい て、やっていただきたいと思います。事後になると思うんですけどもね。それをちょっと お願いしたいなと思います。

○議長(近藤八郎君) それでは、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。 これから討論に入ります。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。 これから、議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。 したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第5 議案第5号「令和2年度下川町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(谷 一之君) 議案第5号 令和2年度下川町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度一般会計の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ5,991万円を追加し、総額を54億9,437万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、社会活動の再開や地域経済の回復等に係る経費を計上しているほか、緊急を要するもの、決算見込みに伴うもの等を計上しております。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、オンライン会議等対応機器の整備 に係る経費、感染症対策備品等の整備に係る経費を計上しております。

衛生費では、町立病院臨時待合所整備に係る補助金、合併処理浄化槽設置支援に係る補助金を計上しております。

商工労働費では、指定管理者休業協力金及び持続化給付金を。

教育費では、GIGAスクール構想を早期に実現するための学校ICT環境の整備に係る経費、中学校玄関ポーチの階段補修に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や見直しを行った事業の予算を減額計上し、感染症対策に充てることとしているほか、国・道支出金、決算見込みに伴う繰越金、諸収入をそれぞれ計上しております。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長(近藤八郎君) 日程第6 議案第6号「令和2年度下川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」、日程第7 議案第7号「令和2年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」、日程第8 議案第8号「令和2年度下川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、日程第9 議案第9号「令和2年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」及び日程第10 議案第10号「令和2年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(谷 一之君) それでは一括して提案理由を述べさせていただきます。

議案第6号 令和2年度下川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案 理由を申し上げます。

本案は、令和2年度下川町下水道事業特別会計の第1回目の補正予算でありまして、歳 入歳出それぞれ50万円を追加し、総額を2億96万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で、下水道管渠等維持管理事業において、北海道が実施する道道下川愛別線道路工事における支障物件として 汚水桝の改修を行う必要が生じたことから、工事請負費を増額計上しております。

なお、歳入では、令和元年度の決算見込み等に伴う繰越金を増額計上し、繰入金を減額 計上し、雑入で道道下川愛別線道路工事における支障物件改修に対する北海道からの補償 に相当する額を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

議案第7号 令和2年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提 案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度下川町簡易水道事業特別会計の第1回目の補正予算でありまして、 歳入歳出それぞれ745万円を追加し、総額を9,837万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、施設管理費で、一の橋浄水場のろ 過砂・砂利の取替えに係る費用として、役務費と原材料費をそれぞれ増額計上しておりま す。

なお、歳入では、令和元年度の決算見込みに伴う繰越金のほか、歳出の補正増に伴い基金繰入金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

議案第8号 令和2年度下川町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度介護保険特別会計の第1回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ468万円を追加し、歳入歳出総額を4億8,901万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきまして、総務費を減額し、基金積立金を増額計上しております。

歳入につきましては、低所得者保険料軽減強化に伴う保険料の減額、令和元年度決算見 込みによる国庫負担金等及び剰余金を繰越金で増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 93 万円を追加し、歳入歳出総額 を 3 億 3,003 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、デイサービス居宅介護支援事業に 係る業務拡大に伴う事業費を増額計上しております。

歳入につきましては、令和元年度決算見込みにより繰越金を増額し、一般会計繰入金を 減額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

議案第9号 令和2年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、 提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度国民健康保険事業特別会計予算の第2回目の補正予算でありまして、 歳入歳出それぞれ266万円を追加し、総額を5億442万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、財源調整のため基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、令和元年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

議案第10号 令和2年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、 提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度後期高齢者医療特別会計予算の第1回目の補正予算でありまして、

歳入歳出それぞれ14万円を追加し、総額を6,395万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、過年度分保険料の還付を被保険者に行うため、保険料還付金を計上しております。

歳入におきましては、北海道後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金を増額計上しております。

以上、5件について一括提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由の説明がありましたが、これから一括して質疑を行いたいと思います。ただし、質疑の場合は議案番号の指定をお願いいたします。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第6号から議案第10号までの議案5件について、討論を省略し、採決することに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認め、討論を省略し、議案第6号から議案第10号を 採決します。

お諮りいたします。

議案第6号から議案第10号を一括して採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

議案第6号から議案第10号を一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第6号から議案第10号まで、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第11 議案第11号「令和2年度下川町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第11号 令和2年度下川町病院事業会計補正予算(第1号) について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において、病院事業収益を500万円追加し、収入総額を5億5,915万円とし、支出におきましては、病院事業費用を500万円追加し、支出総額を5億6,802万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対策として、病院の玄関の外にプレハブの臨時受付・待合室・診察室・処置室を設置し、全ての来院者を臨時受付で風邪症状の確認を行い、風邪症状のある方は臨時診察室で医師の診察や処置等を行い、院内の新型コロナウイルスの感染を防ぐものであります。

収入におきましては、一般会計補助金を増額し、その財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

支出におきましては、消耗品費、賃借料、雑費を計上しております。以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。 ただいま議題となっております議案第11号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長(近藤八郎君) 日程第 12 同意第 1 号「下川町固定資産評価審査委員会委員の 選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(谷 一之君) 同意第1号 下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、 提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の松岡 孝幸 氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

松岡 氏は、平成11年7月1日から固定資産評価審査委員会委員として、その職責を全 うされており、公平・公正な人格に加え、地域の実情にも精通されていることから、委員 として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。 お諮りいたします。 討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。 これから、同意第1号を採決します。 本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- ○議長(近藤八郎君) 起立多数です。 したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- ○議長(近藤八郎君) 日程第 13 同意第 2 号「下川町農業委員会委員の任命について」 を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(谷 一之君) 同意第2号 下川町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現在の農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了となり、新たな農業委員会委員を任命する必要があることから、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

委員選任の経過を申し上げますと、令和2年3月2日から4月24日の期間において、 委員の推薦及び募集を行ったところ、定員11名に対し、11名の推薦並びに応募がありま した。

11 名を農業委員候補者として、令和 2 年 5 月 8 日に第 1 回下川町農業委員候補者評価委員会を開催し、農業委員候補者の評価を行い、その経過や意見の報告を受けた結果、本案の 11 名を選任したところであります。

11 名の候補者は、地域からの信望が厚く、人柄も温厚篤実にして、人格見識ともに優れ、地域農業にも精通していることから、農業委員として適任であります。

なお、任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間であります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。 お諮りいたします。 討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。 これから、同意第2号を採決します。 本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。 したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。 ここで、換気のために5分間休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再 開 午前10時

○議長(近藤八郎君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 14 請願第 1 号「「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた請願」を議題といたします。

請願第1号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 6番 蓑谷春之 議員。

○6番(養谷春之君) ただいま議題となっております請願第1号について、紹介議員となっております私から請願趣旨の説明をしてまいります。

御案内のとおり、義務教育費国庫負担制度は、国の責務である教育の機会均等・水準の

最低保障を担保するため、義務教育費の無償制を支える必要な制度であります。

義務教育の成否は、教職員の確保、適性配置、資質向上と大きく関連し、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠であります。

しかしながら、財務省・財政審も少子化を理由に教職員定数改善に慎重な態度で、教職員の働き方改革についても自治体の自助努力で進めるべきとの態度を取っております。

しかし、教職員の7~8割が時間外労働過労死ライン80時間を超えている中、教職員の 多忙・超勤実態解消は喫緊の課題であります。

そのためには、「給特法・条例」を廃止するなど法整備の見直し、義務標準法改正を伴 う計画的な教職員定数改善並びに少人数学級の早期実現、教職員による協力協働体制によ る学校づくりを具現化する必要があります。

また、18 歳未満の子供がいる世帯の子ども貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子供が貧困状態にあります。

教育現場ではいまだに私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材 費等についても自治体でその措置に格差が生じております。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、高校授業料無償制度への所得制限、給付型奨学金対象者等の限定、有利子奨学金制度で返済に悩み苦しむなど、家庭・子供の貧困と格差は改善されず、教育の機会均等、子供の人権など、その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要であります。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を 提出されますよう議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明とする次第でござ います。

○議長(近藤八郎君) ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。 お諮りいたします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。 これから、請願第1号を採決します。 本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。 したがって、請願第1号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長(近藤八郎君) 日程第 15 請願第 2 号「2021 年度地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。

請願第2号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 3番 大西 功 議員。

○3番(大西 功君) ただいま議題となっております請願第2号について、紹介議員と して請願の趣旨説明をさせていただきます。

御案内のとおり、今、地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められております。

しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

取り分け、新型コロナウイルス感染症に対してはいまだ収束のめどは見通せないどころか長期化が予想される状況になっています。このため、各自治体では住民の命と生活を守るため感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策など様々な対策が取られております。

しかしながら、4月30日成立の第1次補正予算は、全国各自治体が必要とする財政需要に到底対応できる規模には至っていなく、先般、第2次補正が閣議決定され、近く成立するよう取り進められておりますが、長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、国の責任において更なる対応が必要不可欠であります。

一方で地方の財源対応の基本的な方向性については、2021 年度の地方財政計画まで 2018年度の水準を確保するとしており、実際に2020年度は過去最高の水準となりました。

しかし、今後の社会保障費関連をはじめ、新型コロナウイルス感染に係る継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められております。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を 提出されますよう議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明とします。

○議長(近藤八郎君) ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。 お諮りいたします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。 したがって、請願第2号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長(近藤八郎君) 日程第 16 請願第 3 号「2020 年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

請願第3号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1番 斉藤好信 議員。

○1番(斉藤好信君) ただいま議題となっております請願第3号について、紹介議員の 私から趣旨説明をさせていただきます。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、新型コロナウイルス感染拡大の影響が更に追い打ちをかけております。特に年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる勤労者は、道内でも 41 万 5,000 人と、給与所得者の 24.3%に達しています。また、道内の全勤労者 216 万人(うちパート勤労者 64 万 7,000 人)のうち、51 万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

2010 年、政府、労働界、経済界の代表者等でつくる「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、景気状況に配慮しつつ、より早期に全国加重平均1,000円を目指す。」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申においても、目標設定の合意を6年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、雇用の確保など私たちの地域でも影響が顕著なように、働く多くの方々の生活はコロナ感染症対策の影響も直撃し、より一層厳しいものとなり、地域経済はもとより北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

ついては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会において、令和2年度の北海道 最低賃金の改正に当たって適切な措置を講じる必要があります。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を 提出されますよう議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明とします。

○議長(近藤八郎君) ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

請願第3号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。 お諮りいたします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

これから、請願第3号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- ○議長(近藤八郎君) 起立多数です。 したがって、請願第3号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。
- ○議長(近藤八郎君) お諮りいたします。 委員会における議案審査のため、午後4時まで休会にしたいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認め、午後4時まで休会といたします。

午前10時15分 散会